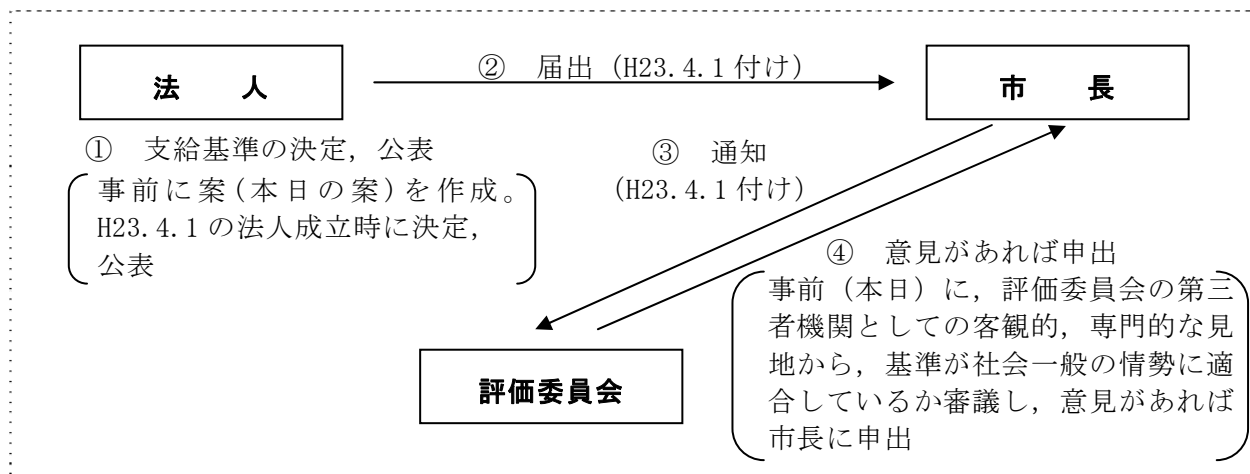


役員報酬等の支給基準について

1 役員の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給基準の決定手続（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第56条において準用する第48条第2項及び第49条）



2 法の規定による報酬等の原則（法第56条において準用する第48条第1項及び第3項）

- ・ 報酬等の支給の基準は，国及び地方公共団体の職員の給与，他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等，当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ・ 報酬等は，役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 他の地方独立行政法人の役員の報酬等

(1) 報酬

区分	報酬の状況
理事長	（政令市及び大阪府の例） 神戸市 1,939万円以内 福岡市 1,821万円 大阪府 1,922万円

(2) 退職手当

区分	退職手当の状況
常勤の役員	・ 1年につき3.84月分 福岡市 ・ 1年につき3.6月分 神奈川県 ・ 1年につき1.5月分 岐阜県，那覇市 ・ 1年につき1.0月分 東京都，山梨県，長野県，静岡県，岡山県 ・ 退職手当不支給 神戸市，宮城県，秋田県，山形県・酒田市，大阪府及び佐賀県 注 職員を兼ねる場合，職員としての退職手当を受けることとされている（ただし，東京都の役員及び那覇市の理事長については，職員を兼ねる場合であっても，職員としての退職手当は支給せず，役員としての退職手当を支給することとされている。）。
非常勤の役員	全法人共に不支給

